

設備投資・販路開拓

補助により、対象者(事業規模など)や補助率(2分の1～3分の2)が異なります。また、補助率または補助上限を引き上げた「特別枠」があります。

ものづくり・商業・サービス補助

新製品・サービス開発や生産プロセス改善などに設備投資費用などを支援(上限原則1,000万円)

☎**ものづくり補助金事務局** ☎050-8880-4053

持続化補助

小規模事業者の販路開拓などの取り組みを支援(上限50万円)

☎**全国商工会連合会** ☎03-6670-2540

IT導入補助

ITツール導入による業務効率化などを支援(上限30～450万円)

☎**一般社団法人サービスデザイン推進協議会** ☎0570-666-424

給付金

持続化給付金

中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者や、その他各種法人などで、売上高が前年同月比で50%以上減少している方に、事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額 法人:200万円以内、個人事業者など:100万円以内

※国の補正予算の成立を前提としており、今後、事業内容が変更される場合があります。

☎**中小企業庁金融・給付金相談窓口** ☎0570-783183

※掲載している内容は、4月17日時点の情報です。事業者向けの新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は、経済産業省ウェブサイト(<https://www.meti.go.jp/covid-19/>)で確認ができます。

農林業者の皆さまへ ☎農林振興課 ☎23-7090

経営相談

問い合わせ先	内容
東北農政局企画調整室 ☎022-263-1111(内線)4404	令和2年度農林水産関係補正予算(新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策関係)の概要など相談に応じます。
県大崎地方振興事務所農業振興部 ☎91-0717	農畜産物の販売単価の低迷や販売量の減少など、農業者の営農活動への影響が懸念されるため、農業経営の安定化に向けた相談に応じます。
県美里農業改良普及センター ☎32-3115	

経営支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、農林業経営に支障を来している農業者に対し、資金繰り支援があります。制度により、対象者(事業規模・売上の減少率などの要件)が異なります。詳しくは、各問い合わせ先にご連絡ください。

資金使途 経営改善資金計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な資金

☎**日本政策金融公庫仙台支店農林水産事業**

☎022-221-2332

農業近代化資金

最大1,800万円(法人・団体は最大2億円)の融資を5年間実質無利子で受けられます。

対象 農林業経営に影響が生じている主業農業者など

資金使途 経営改善に必要な施設資金など

☎**宮城県農政部農業振興課** ☎022-211-2837

農林業経営サポート資金

最大300万円(法人は最大500万円)の短期融資(1年間)を実質無利子で受けられます。

対象 農林業経営に影響が生じている農林業者

資金使途 短期運転資金(当面必要な人件費、種苗購入費、購買未払代金などの支払いに要する経費など)

☎**宮城県農政部農業振興課** ☎022-211-2837

※掲載している内容は、4月17日時点の情報です。農業者向けの新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は、農林水産省ウェブサイト(https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/)で確認ができます。

中小企業・小規模事業者の皆さまへ ☎産業商工課 ☎23-7091

経営相談

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける、またはその恐れがある中小企業・小規模事業者を対象とした相談窓口です。

☎**古川商工会議所** ☎24-0055 ☎**大崎商工会** ☎52-2272

☎**玉造商工会** ☎72-0027 ☎**宮城県信用保証協会大崎支店** ☎22-0722

資金繰り支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が減少した事業者や個人事業主(小規模に限りフリーランスを含む)に対し、資金繰り支援があります。制度により、対象者(事業規模・売上の減少率などの要件)が異なります。詳しくは、各問い合わせ先にご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症特別貸付

運転資金や設備資金に使える無担保融資で、利率は一律です。

対象 売上高が減少した事業者(フリーランスを含む)など

融資限度額 中小企業:3億円、国民事業:6,000万円

利率 当初3年間 基準金利から0.9%の引き下げ

☎**日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル** ☎0120-154-505

特別利子補給制度

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」など、もしくは商工中金などによる「危機対応融資」により借入れを行った中小企業者などのうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施します。公庫などの既往債務の借換も実質無利子化の対象です。

☎**中小企業庁金融・給付金相談窓口** ☎0570-783183

衛生環境激変対策特別貸付

他の融資制度と別枠で、最大1,000万円(旅館業は3,000万円)の融資(利率 年1.91%)が受けられます。

対象 売上高が減少した旅館、飲食店など

※運転資金に限りです。

☎**日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル** ☎0120-154-505

マル経融資の金利引き下げ

他の融資制度と別枠で、最大1,000万円まで、通常金利から0.9%引き下げた融資を無担保・無保証人で受けられます。

対象 売上高が減少し、商工会議所や商工会の経営指導を受けた小規模事業者

☎**古川商工会議所** ☎24-0055、☎**大崎商工会** ☎52-2272

☎**玉造商工会** ☎72-0027

雇用・経営環境の整備

新型コロナウイルス感染症による影響による特別労働相談窓口の設置や、事業者が行った対策を支援します。詳しくはお問い合わせください。

特別労働相談窓口

☎**宮城労働局雇用環境・均等室** ☎022-299-8844

☎**仙台労働基準監督署** ☎022-299-9075

☎**ハローワーク仙台** ☎022-299-8811

セーフティネット資金4号・5号、危機関連対策資金

最大8,000万円の融資(利率 年1.30%)が受けられます。

対象 4号:20%売上高が減少した事業者、5号:売上高が減少した指定業種事業者、**危機関連対策資金**:15%売上高が減少した事業者

※売上高の減少以外に対象要件があります。市長からの認定が必要です。

☎**宮城県商工金融課商工金融班** ☎022-211-2744

災害復旧対策資金

最大5,000万円の融資(利率 年1.60%以内)が受けられます。

対象 売上高が減少した事業者

※市長・商工団体代表などからの認定が必要です。

☎**宮城県商工金融課商工金融班** ☎022-211-2744

■セーフティネット資金4号・5号、危機関連対策資金、災害復旧対策資金の融資制度を利用するためには、認定が必要となります。認定には売上減を確認する書類が必要です。

詳細については、お問い合わせください。

☎**産業商工課商工振興担当** ☎23-7091

大崎市中小企業振興資金

最大2,000万円の融資(利率 年1.8%(1年以内は1.6%))が受けられます。

対象 中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小規模の事業者

☎**産業商工課商工振興担当** ☎23-7091

補助制度	補助内容
雇用調整助成金の特例措置 ☎ ハローワーク古川 ☎22-2305	労働者の一時的休業など雇用維持を図った場合、休業手当・賃金などの一部を助成
小学校など臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援 ☎ 宮城労働局 ☎022-299-8834	保護者である労働者に、特別な有給休暇を取得させた事業者に助成
特別休暇規定整備費用支援 ☎ 宮城労働局 ☎022-299-8834	就業規則に規定するため、労務管理用機器の導入・更新などを行う場合の費用を一部助成
テレワーク導入費用支援 ☎ テレワーク相談センター ☎0120-91-6479	テレワーク用通信機器の導入費用などの助成